

「群馬県がん対策推進条例」が議員発議により可決

議会改革の流れの中で組織された「がん対策特別委員会」(委員長：原 富夫 副委員長：須藤昭男)は、群馬県内だけでも、年間 5 千人以上の方が亡くなっている“がん”に対し、その患者だけでなく、家族の不安の軽減に向け、「群馬県がん対策推進条例」を新たに策定しました。

そして、本年 11 月議会で議員発議により可決。

県が本腰をいれ、がん対策へ向けたスタートを切りました。

がん対策特別委員会の設立から条例提案にいたるまでの取り組みについて

がんは、日本人の死亡原因の第一位です。2 人に 1 人はがんに罹患し、3 人に 1 人はがんで亡くなっています。

がんに罹患した方々やその家族の不安を軽減する必要があることから、がん対策推進条例の制定を目指し本年 5 月議会において、がん対策推進特別委員会の設置を決めた。

(5 月定例議会)

- ・群馬県がん対策推進計画(平成 20 年 3 月策定)
- ・他県のがん対策推進条例の制定状況

(県内調査)

- ・群大医学部付属病院 都道府県がん診療連携拠点病院
- ・県立がんセンター 県内唯一のがん専門病院(がん診療連携拠点病院)
- ・がん患者団体連絡協議会(12 団体)との意見交換

事前にアンケートの形で各団体より要望等を聞いた。(正副委員長)

- ・医療団体 医師会・歯科医師会・看護協会
薬剤師会をはじめ 9 団体
- ・行政関係 県市長会・町村長会
- ・経済団体 県商工会議所連合会・経営者協会
中小企業団体中央会・商工会連合会
- ・拠点病院 11 病院の院長・担当者に説明会開催しご意見・ご要望を頂いた。

がん対策推進条例に前文を入れた理由について

- ・条例と言うと硬い・難しいと言うイメージがあるので前文を掲げることで、そうしたイメージを払拭したい。
- ・患者の方々及びその家族との話の中で、私達委員が感じたこと委員の思いを前文に入れた。

全 17 条からなる条例で“群馬の特徴”はどのようなものか

- ・ 条例に前文を入れた。(議員の思い)
- ・ 事業者の責務をいれた。(5 条)
- ・ 重粒子線治療などの高度で先進的ながん治療の推進(7 条)
- ・ がん登録の推進(11 条)
(地域がん登録・院内がん登録)に分けて記載。(他県にはない)
予後調査(診断後の経過及び消息)の実施を県が行うことを明記した。
- ・ 財政上の措置を明記した
- ・ 可能な限り、「～に努めるものとする」「～講ずる」という強い表現にした。
- ・ 見直し条項(3 年)を設けた。

がん患者の声をどう条例に反映させたのか

(1) 県内調査の実施(7 月 30 日) 12 団体

- ・ 群馬県がん患者団体連絡協議会に対して事前にアンケートによる要望などを把握し、それをもとに、県内調査時に「意見交換」を実施。

(2) 県外調査(9 月 15 日～17 日)

- ・ 全国で初めてがん対策推進条例を制定した「島根県」の調査を実施。
がん情報サロン「ちょっと寄って見ませんか」・・・常設型のサロン
島根大学附属病院院内がんサロン「ほっとサロン」を視察

(3) 条例第 13 条「がん患者及びその家族等に対する支援」について「努める」ではなく「講ずる」者と規程している。

がん登録について

県民から見た地域がん登録と院内がん登録の違いは、

- ・ 地域がん登録 地域間比較で県が行う。
- ・ 院内がん登録 院内間の比較で病院が行う。

群馬県がん対策特別委員会 所属委員

委員長 原 富夫

副委員長 須藤 昭男

所属委員 田島 雄一 中島 篤 狩野 浩志 大林 俊一 井田 泉 (他会派 3 名)